

**NEWS RELEASE**

平成 19 年 5 月 24 日

株 式 会 社 電 通  
代表取締役社長 俣木盾夫  
(東証第 1 部 コード番号：4324)**定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 158 回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

- (1) 当社の業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うとともに、一部字句の整備等を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日（予定）：平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以上

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款案
<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (10) (条文省略)</p> <p>(11) テレビ番組、ラジオ番組の企画、制作、運営ならびにこれらの請負</p> <p>(12) ～ (27) (条文省略)</p> <p>(28) 研修施設、スポーツ施設、遊技場、医療施設、画廊、劇場、貸ホール、スタジオおよび駐車場の経営ならびに旅行業および倉庫業</p> <p>(29) 日用品雑貨、酒類および管理医療機器の販売</p> <p>(30) ～ (31) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(32)</u> (条文省略)</p> <p>①～⑳ (条文省略)</p> <p><u>㉓</u>切手、はがき、印紙等の販売</p> <p><u>㉔</u>～<u>㉕</u> (条文省略)</p> <p><u>㉖</u>経営に関するコンサルティング業務</p> <p><u>㉗</u>～<u>㉘</u> (条文省略)</p> <p><u>㉙</u>展示会、会議施設、商談室およびこれらに付帯する施設における飲食店等の売店の経営</p> <p><u>㉚</u>～<u>㉛</u> (条文省略)</p> <p><u>㉜</u>前記①から<u>㉝</u>(ただし、前記①から<u>㉞</u>においてコンサルティング業務を個別に定めている場合を除く。)に関するコンサルティング業務</p> <p><u>(33)</u> ～ <u>(35)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) テレビ番組、ラジオ番組および<u>演劇等</u>の企画、制作、運営ならびにこれらの請負</p> <p>(12) ～ (27) (現行どおり)</p> <p>(28) 研修施設、スポーツ施設、遊技場、医療施設、画廊、劇場、貸ホール、スタジオおよび駐車場の経営ならびに<u>旅行業法に基づく</u>旅行業および倉庫業</p> <p>(29) 日用品雑貨、酒類、<u>切手、はがき、印紙等</u>および管理医療機器の販売</p> <p>(30) ～ (31) (現行どおり)</p> <p><u>(32)</u> 経営に関する<u>コンサルティング</u>業務</p> <p><u>(33)</u> (条文番号を1繰り下げ)</p> <p>①～㉒ (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>㉓</u>～<u>㉔</u> (条文番号を1ずつ繰り上げ)</p> <p>(削る)</p> <p><u>㉕</u>～<u>㉖</u> (条文番号を2ずつ繰り上げ)</p> <p><u>㉗</u>飲食店等の<u>企画・経営</u></p> <p><u>㉘</u>～<u>㉙</u> (条文番号を2ずつ繰り上げ)</p> <p><u>㉚</u>前記①から<u>㉛</u>(ただし、前記①から<u>㉜</u>においてコンサルティング業務を個別に定めている場合を除く。)に関するコンサルティング業務</p> <p><u>(34)</u> ～ <u>(36)</u> (条文番号を1ずつ繰り下げ)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p><b>第34条</b> 監査役会は、各監査役が招集する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを<u>しないで</u>開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p><b>第34条</b> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを<u>経</u>ないで開くことができる。</p>